

「平成 27 年度地熱発電と温泉地の共生事例調査委託業務」
ヒアリングメモ（やすらぎの宿まつや）

1. ヒアリング概要

- 1) 実施日時：平成 28 年 1 月 28 日（木） 14:00～16:00
- 2) 参加者：小国町議会議員 穴井副議長（まつや御主人）
環境省 自然環境局 温泉地保護利用推進室：楠本温泉保護係長
（株）長大社会環境 1 部：工藤主査、厚芝
- 3) ヒアリング内容：
 - ① ヒアリング事項
事前送付したヒアリングのお願い（文書）に沿って、以下内容のヒアリングを行った。
 - (1) 発電所の概要（小国まつや発電所）について
 - (2) 協議会等の設置有無とその取組内容について
 - (3) モニタリングの内容について
 - ② 発電所見学
小国まつや地熱発電所の見学を行った。

2. ヒアリング結果

(1) 発電所の概要（小国まつや発電所）について

① 事前送付した表の内容について、以下のとおり回答を受けた。

① 発電所名	小国まつや地熱発電所		
② 位置（住所）	熊本県阿蘇郡小国町西里 3033-2		
③ 開発事業者	合同会社小国まつや発電所	④ 発電事業者	合同会社小国まつや発電所
⑤ 発電容量	60kW	⑨ 敷地概況（周辺の温泉地との距離等） 	
⑥ 計画発表時期	平成 25 年 12 月		
⑦ 工事着手時期	平成 26 年 1 月		
⑧ 運転開始時期	平成 26 年 4 月		
⑩ 坑井数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産井：1 本 ・ 還元井：0 本 		
		地熱発電所はまつや敷地内に所在する。	

(2) 協議会等の設置有無とその取組内容について

Q1: 小国まつや地熱発電所建設に関して、合意形成を図るための協議会等の設置に到るまでの取組や、地熱発電所運転開始から現在に到るまでの取組について、教えてください。(協議会という名称に限らず、合意形成や話し合いの場があった場合もご教示願います。)

A1:

- ・地元の集会があった時に地区の住民の方に対して、発電のための新たな掘削は行わず、余っている蒸気を使って発電するということを説明した。
- ・法律上は必要ないが、この地区では地元掘削をする場合には地元全員の賛同がいる。「熊本県温泉法施行細則」で指定された 300m 以上離れていても、全員の承認を受けてから掘削するという取り決めがある。
- ・当初の掘削時に温泉の旅館使用という名目で掘削をしていたため、数人の方が地熱発電に使用するのには使用外目的になるのではないかという指摘があった。しかし、新たな掘削ではなく、現状では蒸気は捨てている状態なので、問題ないのではないかという意見を別の方から頂き、集会の場では全員承諾して頂いた。

Q2: 当該発電事業に係るステークホルダー（地元自治体、地熱開発事業者、温泉事業者地域住民、その他関係者）について、教えてください。

A2:

- ・地元自治体 : 小国町
- ・地熱開発事業者: 合同会社小国まつや発電所
- ・地域住民 : 岳の湯組
- ・新規掘削でないので、熊本県は関わっていない。

Q3: ステークホルダーが行った協議会等の設置に到るまでの取組や、地熱発電所運転開始から現在に到るまでの取組について、ご存知な事があれば教えてください。(ご存知無い場合は、地熱開発事業者や温泉事業者等のヒアリング先のご紹介をお願いいたします。)

A3:

- ・最初の説明以降、特別に協議していることは無い。
- ・近隣の温泉事業者も興味を持っており、バイナリー発電を行おうとしている。
- ・小国町は小型バイナリーについては友好的。

Q4: 地熱開発や温泉に関して、自治体等が独自に定める条例・要綱等の有無とその内容について、教えてください。(条例・要綱等のコピーの提供もお願いします。)

A4:

- ・岳の湯組には規則があり、地元住民が温泉を掘削する場合は、自分で使うことが条件で賛成することとなっている。
- ・「小国町地熱資源適正活用に関する条例」を平成 28 年 1 月 1 日に施行している。また、同条例にて乱開発を防止するために、「小国町地熱資源活用審議会」を設立している。以前はまちづくり審議会で行っていたことを、有識者を入れることで厳格化している。
- ・「熊本県温泉法施行細則」があり、温泉掘削の許可申請を行う場合、申請地点を中心とした半径 300m 以内の源泉所有者または源泉管理者の同意が必要である。

Q5：温泉事業者等の源泉への影響の懸念を解消するため、源泉に影響が生じた場合に、代替りの温泉供給や何らかの補償を行うなどを取り決めた協定書、覚書又は確認書を町、事業者、温泉事業者等で交わされた経緯があれば、教えてください。

A5：

- ・地元住民とはない。
- ・反対に、新規掘削事業を行ったわいた会は、まつやから 300m 以内に位置するため、承諾の条件として発電事業前に分湯をしてもらっている。

Q6：これまでにあった、自治体、地元住民、温泉事業者の意向（地熱開発に対する懸念事項、賛成・反対の意思）を時系列で教えてください。また、その賛成・反対に Q2 で挙げられたステークホルダーがどのように関わったか、分かる範囲で教えてください。

A6：

- ・上記の通り、問題ない。

Q7：地熱発電と温泉との地域共生に関する課題、今後のあり方についてご意見がありましたら教えてください。

A7：

- ・合同会社小国まつや発電所は、経済産業省の平成 27 年度地熱開発理解促進関連事業支援補助金に採択された。発電後の熱水を利用した無料足湯施設や農業ハウスの建設を予定している。農業ハウスではブルーベリーの栽培を計画しており、地域も少子高齢化となっているため、高齢者の雇用もできればよいと思っている。
- ・最終的には補償面。現実問題として、補償面で地元が納得するかしかないと思う。小国町においても、年々税収は下がる一方で、個人としては企業には来てほしいと思っている。その反面、現状も守ることも必要で、例えば、蒸気の全戸配管などの現状と全く変わらない生活スタイルができるような状況を予め作ってもらった上で、開発してもらうことが必要だと思う。温泉が止まってからでは遅いと思う。また、金銭補償だけの問題ではない。

(3) モニタリングの内容について

Q8：周辺温泉への影響を把握するためのモニタリング等の実施有無について教えてください。
無い場合は、その理由も併せて教えてください。

A8：

有

Q9：モニタリング等を実施されている場合は、下記について教えてください。

A9：

- 温泉の内容に関して実施している項目を以下に示す。
- ・実施項目（湧出量、温度、成分、水位など具体的に。）
⇒蒸気の噴気流量、湯温を自動測定。
 - ・実施者（地熱事業者、自治体、温泉事業者等の別。）
⇒合同会社小国まつや発電所
 - ・実施源泉所有者（地熱事業者、自治体、温泉事業者等の別。）
⇒有限会社松屋
 - ・費用を負担している者（地熱事業者、自治体、温泉事業者等の別。）
⇒合同会社小国まつや発電所
 - ・期間（いつから実施しているか。）
⇒蒸気の噴気流量：平成 26 年 4 月から
湯温：平成 24 年から
 - ・温泉の変動の有無（有りの場合は、具体的にどのような変動があったのか。）

⇒今のところ変化は見られない。

Q10：モニタリング結果について、実施者からの提出の有無や調査結果の関係者間の共有方法について教えてください。

A10：

- ・蒸気の噴気流量については、オムロンが遠隔操作し、データベース化もしている。データは株式会社ケイ・エル・アイの2名の担当者が確認できる。普段は建屋に計器が付いているので、その値を確認している。
- ・湯温については計測データを残している。

3. 発電所見学

小国まつや地熱発電所の見学を行い、穴井副議長から説明を受けた。



写真 発電所見学風景

以上